

「はい、こちら企業の労働
110番です」

電話は、IT関係の仕事をしている個人事業主の社長さんからでした。

「実は、今度会社を法人化するので、社名を変更すること

名北協会相談員日誌 93

「うちの企業の労働110番です」

名北勞働基進協全專門員

社會保險業務十

河村重宗

会社と従業員の 健康保険・厚生年金保険加入

いと、そこに勤めている従業員さんは社会保険に加入することができません。そこで、まずは会社として社会保険に加入する手続きが必要となつてきますが、どんな会社でも社会保険に入らなければいけ

(2)常時1名以上（社長も含
まれる）を使用する法人事業
所のいずれかに該当する事業
所を指します。つまり、今回
ご連絡をもらつたIT企業さ
んもそうですが、法人化する
ことにより後者(2)に該当し、
従業員を一人も雇つていなく
とも、社長自身は法人に使用



恐らく多くの皆さんが、従業員のいない会社だから特に労務上（労働保険・社会保険）の手続きは必要ないとお考えではないでしょうか。

ない訳ではありません。社会保険に必ず加入しなければならない強制適用事業所について、確認しましょう。

されていいるという概念に伴い社会保険に加入しなければならない事業所となります。

『法人化＝社会保険の加入』

とお考え頂いても構いません。まずは、会社として社会保険に加入する手続きを行いましょ。

①常時5人以上の従業員を使用する適用業種（農林水産業、サービス・自由業、法務業、宗教業を除く16業種）の個人事業所

保険への加入手続き」が必要です。健康保険・厚生年金保険（以後「社会保険」という）の加入要件を今一度確認しておきましょう。

まず大原則として、会社が社会保険に加入していく

②常時1名以上（社長も含
まれる）を使用する法人事業
所のいずれかに該当する事業
所を指します。つまり、今回
ご連絡をもらつたIT企業さ

入が必要となります。が、よく勘違いされるのが、「年収130万円未満だから社会保険に自ら加入しなくても良い」という判断です。

まずは、その事業所の正社員と比べ、①1週間の所定労働時間の4分の3以上の労働時間がか、②1ヶ月の労働日数の4分の3以上の労働日数

「愛知労務管理コンサルティング」では、活動趣旨に賛同し、ご協力頂ける社会保険労務士の先生を募集しています。

イラスト・森沢康代

ださい。ご相談は、「企業の労働110番」(☎052-961-7110)まで

（愛知労務管理）・サルディア、グでは、活動趣旨に賛同し、ご協力頂ける社会保険労務士の先生を募集しています）